総務民生委員会会議録

- 1. 日 時 平成28年9月28日(水曜日) 午前9時27分~午前10時59分
- 2. 場 所 委員会室
- 3. 出席委員 戎 屋 昭 彦 委 員 長 猶 野 智 和 副委員長 竹岡昌治委 員 安 冨 法 明 委 員 山中佳子委 三好 員 睦 子 委 員 髙 木 法 生 委 末 永 義 美 委 員 員 荒山光広議 長
- 4. 欠席委員 な し
- 5. 出席した事務局職員

線 谷 敦 朗 議会事務局長 野 尻 登志枝 議会事務局係長 大 塚 享 議会事務局係長

6. 説明のため出席した者の職氏名

篠 田 洋 司 副 市長 波 佐 間 敏 上下水道事業管理者 司市長公室長 総務部長 石 田 淳 剛山 田辺 大 野 義 昭 総務部次長 藤 澤和 昭 総合政策部長 三 松野哲 浦 洋 介 市民福祉部長 治 上下水道局長 杉 原 功 一 会計管理者 小 田 正 幸 監査委員事務局長 竹内正夫財政課長 鮎川 弘 子 市 民 課 長 福田 泰 嗣 地域福祉課長 河 村 充 展 高齢福祉課長 三戸 昌 子 管理業務課長 矢田部繁範 施設課長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時27分開会

〇委員長(戎屋昭彦君) おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開 会いたします。

それでは、先の本会議におきまして本委員会に付託されました市長提出議案8件につきまして審査いたしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。議長報告事項等ございましたら。

- 〇議長(荒山光広君) ありません。
- ○委員長(戎屋昭彦君) はい。それでは、審査に入ります前に竹岡委員におかれましては監査委員を兼任ということでございますので申し合わせ事項によりまして極力発言を控えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○委員(竹岡昌治君) わかりました。
- ○委員長(戎屋昭彦君) それでは、審査を始めます。なお、質疑については簡潔明瞭にまた議題外の発言にならないように御配慮をお願いいたします。最初に議案第86号平成27年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。鮎川市民課長。
- 〇市民課長(鮎川弘子君) それでは、議案第86号平成27年度美祢市国民健康 保険事業特別会計決算の認定について御説明をいたします。歳入歳出決算書は、 136ページからになります。

では、平成27年度主要施策成果報告書の20ページをお開きください。 国民健康保険事業の平成27年度決算は、歳入総額42億4,127万5,000円、歳出総額39億5,677万2,000円で、歳入歳出差引は2億8,450万3,000円となりました。

(1)歳入歳出決算の状況について、最初に、下の段のイ歳出の主なものから、決 算額によって御説明いたします。

歳出全体での構成比率 6 6. 2%と最も高い割合を占める 2保険給付費は、26億1,951万9,000円の支出でございます。ほかに、3後期高齢者支援金等 3億4,470万5,000円、6介護納付金1億1,291万1,000円、7共同事業拠出金7億7,966万3,000円で、総額は39億5,677万2,000円となります。

次に、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたします。

1総務費386万6,000円の減は、人件費の減額によるものでございます。

2保険給付3,064万8,000円の減は、被保険者数の減少が主な原因でございます。一人当たりの保険給付費は増加している中で、前年度に比べ被保険者が年度平均で約171人減少しております。

6介護納付金1,540万7,000円の減、これは社会保険診療報酬支払基金からの請求によるものです。

7共同事業拠出金3億7,330万3,000円の増となっております。これは、高額な医療費の再保険事業である共同安定化事業に係る拠出金等ですが、その中の保険財政共同安定化事業拠出金において、平成27年度からの事業対象枠が拡大されたことによりまして、大きく伸びたものです。歳出の対前年度比較は合計3億1,412万3,000円の増額となりました。

次に、上の段、ア歳入の主なものを決算額で御説明いたします。

1国民健康保険税では、5億9,173万6,000円、3国庫支出金5億7,099万4,000円、5の前期高齢者交付金は15億2,731万4,000円で、構成比率36.0%と最も高い割合を占めております。これは、65~74歳未満の前期高齢者による被用者保険など、他の制度間との負担の不均衡を調整するための交付金です。

7共同事業交付金7億1,643万4,000円、9繰入金2億8,448万5,000円が一般会計からの繰入れでございます。10繰越金は2億6,212万9,000円となり、歳入総額は42億4,127万5,000円となります。

次に、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたします。

1国民健康保険税では、4,240万5,000円の減、これは、一人当たりの 平均保険税が前年に比べ減少していることに加え、被保険者数の減少によるもので ございます。

4療養給付費等交付金では、7,667万4,000円の減、これは、退職医療制度に関する交付金で、経過措置により存続している退職制度の被保険者数が減少したことによるものでございます。

7共同事業交付金3億6,280万7,000円の増は、高額な医療費の再保険 事業である共同安定化事業に係るものです。歳入でも御説明いたしましたが、平成 27年度からの事業対象が拡大されたことによりまして、大きく伸びたものでござ います。

次に、9繰入金については、4,988万7,000円の増額です。これは、職員給与費繰入金が大幅に減額したものと、保険税の軽減制度の拡充により保険基盤 安定繰入金が増額したことが主な要因でございます。

10繰越金は3,694万3,000円の増額です。これは、7共同事業交付金と9繰入金が共に制度改正に伴い増額されたことが主な要因でございます。

以上、歳入の対前年度比較で合計3億3,649万8,000円の増となります。 一人当たりの平均保険税が前年に比べ減少したこと。また、被保険者数も減少していることで、国民健康保険税全体の収入が減少しているものの、収納率が高い水準を保ち、医療費の伸び率が想定より低かったことにより、単年度収支で約2,245万円の黒字を計上しております。本年5月31日現在の基金現在額は2億5,711万6,878円でございます。

なお、高齢化の進行、医療水準の高度化などによる医療費の増加は今後も続くものと考えられることから、平成30年度の医療保険制度改革への対応も踏まえた繰越金の活用と基金の現在額の維持が必要と考えております。

次に、国民健康保険税の収納状況でございます。右のページの上の段、(2)国民健康保険税徴収率の状況をごらんください。平成27年度の現年度分、滞納繰越分合計で、調定額7億6,714万6,000円、収入額は5億9,173万6,000円となります。

歳入歳出決算書の137ページの上から2段目をごらんください。不納欠損額 965万734円、収納未済額1億6,575万9,713円となっております。 前年に比べて、収納未済額は約269万4,000円を減少できたところでございます。

平成27年度主要施策成果報告書21ページにお戻りください。上の段の(2) 収納率は現年度分94.8%で対前年度と同率、滞納繰越分14.4%で対前年度 0.8ポイントの減となりました。全体では77.1%、対前年度0.4ポイント減となっております。

中段の世帯当り、被保険者当たりの平均保険税ですが、平成27年度において 1世帯当たり平均保険税は14万9,629円、被保険者1人当たり平均保険税は 9万5,551円となり、前年に比べ両方ともに減少しております。 下の段、(4)被保険者加入状況では、平成27年度年間平均被保険者数は6,267人でごらんのとおり減少傾向にあります。1世帯当たり被保険者は、1.57人、前年度に比べて0.01人の減となっております。

以上で国民健康保険事業についての決算説明を終わります。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑は ございませんか。三好議員。
- ○委員(三好睦子君) お尋ねいたします。何点かあるんですけれど、まず、健康診断受けるときに会社等の健康保険では年に一回は無料で健康診断を受けられるのですが、国保の加入者はなぜ1,000円、診察料――保険料を出さなければいけないのかということで健康診断の受診率。そして加入者……そういうことを鑑みて国保の加入者の方は無料にできないかということについてお尋ねします。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) はい。鮎川市民課長。
- ○市民課長(鮎川弘子君) 健康診査につきまして、被保険者の方に受診をしていただくように、健康を維持していただくためにお願いをしているところですが、おっしゃるとおり1,000円ほどお1人あたり出していただくということになっております。こちらにつきましては、制度上御負担をいただくということでお願いをしているものでございます。

無料にならないのか、というふうにおっしゃったところですが、再度確認をさせていただくんですが無料にというのはこの1,000円がということなんでしょうか。(「はい。1,000円が」と呼ぶ者あり)現状では1,000円ということでお願いをしているところですけれども、そのようなところで収支のほうを確認をしているところでございます。今のところは現状どおりということで考えております。

以上です。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 三奸議員。
- ○委員(三好睦子君) 制度を変えて――制度があるということですが制度を変えて、 ほかの保険並みに国保の加入者の方も1,000円の負担を無くするようにしてい ただきたいと思います。そのための……600万円あればできるのではないかと思 います。

次の質問ですが、27年度の保険支援金として配付された1,700億円ですが

これは一般質問の時にお尋ねしましたが、美祢市では6,000万円だったということですが。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 三好議員。ちょっと済みません。桁が違うんじゃないですか。1,700億ところ600億……
- ○委員(三好睦子君) いいえ、1,700億。全体、国全体で1,700億円でしたが。美祢市に按分されたのは、美祢市に来たのは加入者を按分して6,000万円が美祢市に来ているんですけど、その金額ですがこれは何に使われたのかと聞きましたら医療費ということでしたが、この決算書を見た限りで医療費は別にふえておりませんが。
- ○委員長(戎屋昭彦君) 三好議員。今回の説明は特別会計云々で前回とは違うお話しですから、話しをこちらのほうの関連での話しを――質疑をしていただけたらと思います。
- ○委員(三好睦子君) 27年度に国が1,700億円の中で6,000万円ほど美 祢市に割り当てたんですね。これが27年度の会計に入っているはずです。どこに 入っているんでしょうか。

それと、医療給付に使われたということですが、医療給付のどこに入っているんでしょうか。この決算書を見た限りでは共同事業交付金が大幅に増額になっていますが、これに入ったのではないかと私なりに考えてみましたが、このさきほど共同事業の拡大とありましたが、これも含めて説明をお願いいたします。

- ○委員長(戎屋昭彦君) 鮎川市民課長。
- ○市民課長(鮎川弘子君) 三好委員の御質問にお答えをいたします。委員がおっしゃいましたのは、保健基盤安定繰入金の保険者支援分ということになるのではないかと思っております。平成27年度から新しく始まった保険税軽減対象者の一般被保険者数に応じて公費が投入される。平均保険税の一定割合を公費で補填し、低所得者の多い保険者を支援するということになっているものでございます。

こちらにつきましては、一般会計の繰入金―――般会計の中に一旦入るようになっておりまして一般会計の繰入金として、国保の特別会計のほうに入っているものでございます。

そちらにつきましては、使い道が何に決まっているというふうなものではござい ませんで被保険者の医療給付費の保険者としての負担金に充てているものでござい ます。

以上です。

〇委員長(戎屋昭彦君) 三好議員よろしゅうございますか。その他質疑はございませんか。

[「なしと呼ぶ者あり」]

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 国保が負担が高くて大変だということで……そして、あの国の制度で支援金も入っております。6,000万円。また、その中で支援金として按分された分については加入者の負担を少なくするために、私は思うんですが、将来不安もあるでしょうけど、一人5,000円の引き下げなどはできるのではないかと思います。基金の残高も毎年2億以上残しております。命と暮らしを守るためにも国保税は負担を軽くして払いやすくするべきだと思います。それで反対意見を述べました。
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 本案について、原案のとおり認定することの賛成の方の挙 手を求めます。

[賛成者举手]

○委員長(戎屋昭彦君) 賛成意見の・・・(発言する者あり)じゃあ、ちょっと訂正します。(「発言するものあり」) 賛成多数によりまして、よって、議案第86号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第88号平成27年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。矢田部施設課長。

○施設課長(矢田部繁範君) 議案第88号平成27年度美祢市環境衛生事業特別会 計の決算の認定について御説明いたします。

黒表紙の決算書は173ページから、主要施策成果報告書は25ページをお開き ください。

この事業は、秋吉台、秋芳洞の自然保護と、地域の環境衛生の向上を目的といたしまして、昭和48年度から供用を開始しています。

最初に成果報告書の25ページ、一番下のイの歳出ですが、1環境衛生事業費平成27年度決算額2,220万4,000円,2公債費109万9,000円で、

合計2,330万3,000円でございます。主な事業として決算書の177ページの下から6行目、15工事請負費212万8,000円でございますが、これは 広谷にあります中継ポンプ所の送水ポンプの更新をした費用でございます

成果報告書の25ページをお開きください。次に中ほどにあります歳入ですが、 1使用料及び手数料決算額が651万3,000円、前年比22万5,000円の 増でございます。3繰入金1,679万円で合計2,330万3,000円でござ います。 前年比119万5,000円の減でございます。

以上で説明を終わります。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。
 - それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) お尋ねします。これは、昭和48年からの稼働ということなのですけれど、この間に使用料の変更があったかどうか、この間ですよ、48年から27年度までに。それと使用戸数ですが、これも変動があったのでしょうか。それと差引額をゼロにするために一般会計からと観光会計からの2つの会計から繰り入れられてますけれど、この割合はどのように決められているのでしょうか。お尋ねします。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 矢田部施設課長。
- ○施設課長(矢田部繁範君) 三好委員の御質問にお答えいたします。48年度から供用開始いたしまして、一部──家族旅行村の関係で一部範囲を広げております。 それと、事業の変更の内容というのは規定の予算内で修繕とか管の更新とか今までやってきております。

使用料は当初から変わっておりません。戸数については、当初はいまちょっと数字ないんですけど、ただいまの使用者の戸数は42戸でございます。

そして、一般会計と観光の割合ですけど、観光については前年度の観光の入洞者の数に合わせた割合で観光会計から繰り入れをしております。その他のものを一般会計から繰り入れしてもらっております。

以上でございます。

○委員長(戎屋昭彦君) その他質疑はございませんか。質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第88号を採決いたします。本案 について、原案のとおり、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

- ○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり、認定されました。次に、議案89号平成27年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。福田地域福祉課長。
- 〇地域福祉課長(福田泰嗣君) 議案第89号平成27年度美祢市住宅資金貸付事業 特別会計決算の認定について御説明いたします。

歳入歳出決算書につきましては、181ページからになります。主要施策成果報告書は26ページをお開きいただきたいと思います。

それでは成果報告書にそって、歳出から御説明いたします。住宅資金貸付費は、 旅費、需用費、役務費ほか一般事務費で9万2,000円支出しております。

公債費は、簡易生命保険資金償還金でありまして、償還計画に基づき88万4, 000円を支出しております。

前年度繰上充用金を2,795万1,000円措置しております。 次に、歳入でございます。

県支出金は、住宅資金事業実施に係る事務費県補助金6万9,000円であります。

諸収入は、償還金を徴収した住宅資金貸付金元利収入で133万3,000円であります。

以上により、住宅資金貸付事業の平成27年度決算は、歳入総額140万2, 000円、歳出総額2,892万7,000円で、歳入歳出差引2,752万5, 000円の歳入不足が生じております。

これは、貸付金の元利未償還によるものでありまして、このため翌年度の歳入金 2,752万5,000円を繰上充用しておるところでございます。

なお、平成27年度末の対象者は、7名となっておりますが、未償還分の徴収につきましては、月末を中心に臨戸訪問、それから電話にて随時催促をしておりまして、個別に協議を行っているところでございます。今後も引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑は ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第89号を採決いたします。本案 について、原案のとおり、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり認定されました。次に、議案第90号平成27年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。 矢田部施設課長。
- ○施設課長(矢田部繁範君) それでは、議案90号平成27年度美祢市農業集落排 水事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書は187ページからになります。主要政策成果報告書は27ページからになります。

この事業は農業集落における農業用水の水質保全、生活環境の改善を目的として、 し尿・生活排水等の汚水を処理する施設4カ所を管理しています。

まず、歳出ですが下の欄、イ歳出1農業集落排水事業費平成27年度決算額8,869万1,000円、2公債費1億2,328万9,000円でございます。歳 出合計といたしまして2億1,198万円で前年比1,147万7,000円の減 となりました。

歳出の不用額の主なものといたしまして、決算書191ページをお開きください。 中ほどの11需用費の不用額347万7,000円の減でございますが、これは各 処理場の電気の使用料などの減でございます。

続きまして、主要政策報告書27ページをお開きください。アの歳入ですが、 2使用料及び手数料4,443万8,000円、前年比52万6,000円の増、 3繰入金1億6,730万3,000円で前年比1,214万2,000円の減で ございます。歳入合計が2億1,198万円でございます。

以上で、説明を終わります。

〇委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑は ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 御意見なしということで、それでは、これより議案第 90号を採決いたします。

本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり、認定されました。次に、議案第91号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。
- **○高齢福祉課長(河村充展君)** それでは、議案第91号平成27年度美祢市介護保 険事業特別会計決算について御説明します。

歳入歳出決算書につきましては、195ページからになります。

説明につきましては、主要施策成果報告書により御説明します。ページは28ページ、29ページ、こちらをごらんください。

御承知のとおり、介護保険事業は、3年度ごとに改定される介護保険事業計画に 沿って運営されておりまして、平成27年度につきましては、第6期介護保険事業 計画の初年度の年に当たります。

歳入歳出決算の状況といたしましては、歳入総額が32億9,025万9,000円、歳出総額が32億262万8,000円となり、歳入歳出差引額は8,763万1,000円となりました。

それでは、まず、歳出について御説明いたします。歳入歳出決算の状況の下の表 イ歳出のほうをごらんいただければと思います。

まず、区分1の総務費につきましては、8,394万9,000円で、前年度と

比較し、65万円、0.8%の減となっております。これは、平成26年度が第6期介護保険事業計画の策定年度にあったことや法改正に伴う介護保険電算システム改修費等が影響しております。

次に、区分2の保険給付費は、29億9,566万4,000円で、前年度と比較し、4,317万円、1.4%の減となっております。

その内訳につきましては、次の29ページ、(3)給付の状況に記載しております。

こちらの方でまずもって説明させていただきます。説明にあたります前に、平成27年度には、報酬改定が行われており、軒並み減額改定となっておりますので、全体的には対前年比がマイナスとなっておりますことを、まずもって御説明いたしておきます。

それでは、主なものについて御説明いたします。まず、居宅介護サービスについてですが、対前年比3,930万円、2.7%の増となっております。これは、主には通所介護の利用者がふえたことによります。

また、介護予防サービスについて、対前年比2,859万6,000円、17.6%の減となっておりますが、主な要因は介護予防通所介護や介護予防通所リハビリテーションが影響しており、なかでも、介護予防通所介護については利用者は増となってはいるものの、マイナスの報酬改定幅が大きく影響しているところでございます。

また、施設介護サービスについても、対前年比5,601万6,000円、4.6%の減となっておりますが、これについてもマイナスの報酬改定が影響しております。

それでは、再び28ページの表にお戻りください。

歳出の区分3の地域支援事業費につきましては、介護予防事業や地域包括支援センターの運営にかかる経費を支出しておりますが、平成27年度の支出額は7,884万8,000円で、前年度と比較し195万円、2.5%の増となっています。

続いて、区分4の基金積立金につきましては、30万9,000円で、前年度と 比較し、29万円の増となっています。区分5の公債費につきましては、支出額1, 966万7,000円となっておりますが、これにつきましては、第5期中の財源 不足を補うために財政安定化基金から借り入れた償還金になります。区分6の諸支出金につきましては、超過交付となりました前年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金等の支出であり、2,419万1,000円、前年度と比較し、1,293万1,000円の増となっています。

続きまして、歳入について、御説明します。同じページの上、ア歳入の表をごらんください。歳入の総額につきましては、先ほど申しました、32億9,025万9,000円で、前年度と比較し、5,442万9,000円、1.7%の増となっています。変動額の大きなものについて、御説明させていただきます。

区分1の保険料につきましては、6億6,785万8,000円で、前年度と比較し、1億7,714万1,000円、36.1%の増となっています。これは、保険料の増額改定によるものでございます。

また、区分4の国庫支出金において、決算額8億11万5,000円、対前年度 比較551万2,000円、0.7%の増となっておりますが、これは先般、介護 保険事業特別会計補正予算(第1号)について御議決いただいたところでございま すが、この中で、総額3,672万2,000円の国県等の精算償還金を増額補正 させていただいたところでございます。このうち、国庫支出金に係る償還額が約3, 214万円、昨年度の償還金との差額が約1,300万円となっております。従い まして、この表の中では、昨年度よりも551万2,000円と国庫支出金交付額 は増額しておるように見えるわけですが、実質的には、約750万円の減額となっ ております。これは、保険給付費総額の減によるものでございます。

続いて、区分5の支払基金交付金において、決算額8億4,050万4,000円、対前年度比較で4,568万8,000円、5.2%の減となっております。先ほどと同様に、償還金の影響もございますけれども、主なものといたしましては給付費に対する負担割合が29%から28%に変更されたことによります。具体的に申しますと、概算額でお示ししますが、歳出の区分2保険給付費の26年度約30億3,880万円に負担割合29%を乗じますと約8億8,130万円となります。対しまして、27年度の保険給付費約29億9,570万円に28%を乗じると約8億3,880万円、この差額が4,250万円程度になります。あと諸々のものがございますが、主にはこの負担割合の変更が大きく影響しているところでございます。

区分6の県支出金においては、4億5,797万1,000円で、対前年度比較597万5,000円、1.3%の減となっています。こちらにつきましては、保険給付費総額の減が主な理由となっております。

区分8の繰入金においては、決算額4億8,259万9,000円、対前年度比較6,717万1,000円、12.2%の減となっておりますが、これは、26年度には介護給付費準備基金からの繰り入れがありましたが、27年度にはないということが主な要因となっております。

区分9の繰越金においては、決算額2,422万1,000円、対前年度比較1,331万4,000円、122.1%の増となっております。

区分11の市債ですが、26年度には財政安定化基金からの2,400万円の借り入れを行っておりましたが、27年度は借り入れがないということで全額減となっているところでございます。

続きまして、介護保険料の収納状況について御説明いたします。

29ページの(2)介護保険料徴収率の状況についてをごらんいただければと思います。

平成27年度におきましては、現年度分、滞納繰越分、合わせて、調定額6億8, 215万6,000円で、これに対する収入済額は6億6,785万8,000円、 徴収率は97.9%となりました。

不納欠損額は671万2,000円で、収納未済額は793万7,000円となっております。

保険料の未納者に対しましては、督促状の送付や、個別の納付相談を積極的に行うなど、早目の対応に努め、納付の強化に当たることとしております。

最後に、基金の状況について、御説明いたします。歳入歳出決算書の239ページをごらんください。

(11)介護給付費準備基金の表になりますが、平成27年度中に、基金の取り崩し等により、6,758万6,000円の減となり、27年度末の現在高は、30万8,000円となっております。

今後とも、保険料の収納率の向上に努めるとともに、要介護認定の適正化、給付の適正化に努め、さらには、介護予防事業を推進し、介護保険事業の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

説明については以上で終わらせていただきます。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑は ございませんか。髙木委員。
- ○委員(高木法生君) 介護保険の27年度の決算につきましては、るる詳しい説明があり納得したところではございます。1つ保険料の徴収――これは要望になるかもしれませんけれども、徴収率に多少関わりがあろうかと思いますのでお尋ねしたいと思います。保険の徴収につきましては、65歳、前期高齢者になりますと第1号被保険者となりまして保険料は特別徴収ということになります。年金から天引きされることになるわけでございますけれども、年度途中で65歳になった方が普通徴収として口座振替等の納入になるわけでございます。

ただ、最初の1回目はどうしても納付書による支払いになるわけですよね。だけどそれまでに国保税と一緒に年金も――年金じゃなかった。この介護保険料を払っておるということでですね、まあ口座落としはもうわかっているわけですから最初から、最初の1回から口座振替にならないか。どうかその辺の改善ができないかお聞きしたいと思うのですがよろしくお願いします。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) 河村高齢福祉課長。
- ○高齢福祉課長(河村充展君) ただいまの髙木委員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、今の現制度上でですね、65歳になられてすぐに特徴――特別徴収に切り替えるということができないという解釈をしておりまして、詳細の理由につきましては今すぐにお答えできないところでございますけれども、制度をもう1回確認させていただきまして、できる範囲のことにつきましては対応したいと思います。

以上で終わりたいと思います。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) 髙木委員。
- ○委員(髙木法生君) ただ今までですね。国保税と一緒に引き下げがなっておったということで、納付を現金払いするという大変わずらわしさが出てくるわけですね。そうなると1回目は未収となることが多いんじゃなかろうかと想定しております。その辺を考慮してできるだけ便宜を図ると申しますか、改善されるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長(戎屋昭彦君) その他質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認め、質疑をおわります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 反対意見を言います。この介護保険は徐々に徐々に介護保険は支払うけれどサービスが受けられなくなっていると。利用者の方はデイ・サービスとか楽しみにしておられますが、週に何回かもう行けなくなったと言っておられました方があります。ホームヘルパーの利用の方もだんだん制限されてきていると。時間も少なくなったと。そういった苦情がたくさんあります。介護保険料払っているのにもう何とか介護保険改善してほしいという声、たくさん聞きます。その介護保険の皆さんに使いやすいような保険制度になるように求めて、今回の27年度の介護保険制度にはそういったことで介護保険利用する方にとってなかなか厳しい状況にあると思いますので、この議案には反対いたします。
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** その他の御意見はございませんか。本案について、原案の とおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇委員長(戎屋昭彦君) 挙手多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第92号平成27年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定 についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。鮎川市民課長。

〇市民課長(鮎川弘子君) 議案第92号平成27年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について御説明いたします。歳入歳出決算書は220ページからになります。

まず、平成27年度主要施策成果報告書の30ページをお開きください。

後期高齢者医療事業特別会計の平成27年度決算は、歳入総額4億565万7, 000円、歳出総額4億419万円で歳入歳出差引額は146万7,000円となります。

歳入歳出決算の状況、アの歳入から御説明いたします。1後期高齢者医療保険料の2億7,153万8,000円と3繰入金の1億3,085万6,000円が全体の99.2%を占めております。

1後期高齢者医療保険料は、前年度対比2,276万5,000円の減となり、3繰入金は、低所得者の保険料軽減のための保険基盤安定負担金の増加によりまして、相当する金額487万8,000円が前年より増額となっております。歳入総額につきましては4億565万7,000円、前年度より1,719万円の減額となっております。

続きまして、イ歳出でございます。

2後期高齢者医療広域連合納付金が4億15万3,000円で全体の99.0% を占めております。前年度より1,703万8,000円の減額でございます。これは、歳入で御説明いたしました後期高齢者医療保険料の減、及び保険基盤安定負担金の増などが影響したものでございます。歳出総額の総額は4億419万円、前年より1,725万4,000円の減となっており、歳入歳出の差引は146万7,000円のプラスとなっております。これは、平成28年度へ繰り越しを行い、保険料還付金、後期高齢者広域連合への保険料納付金分となるものです。

次に(2)後期高齢者医療保険料の収納状況でございます。29ページをごらんください。済みません。31ページでございました。失礼いたしました。30ページでございます。

現年度分調定額2億7,167万9,000円に対しまして、収入額2億7,085万7,000円、収入未済額82万2,000円で、収納率は99.7%となります。前年度に比べ0.3ポイントの減となっております。

続きまして、滞納繰越分は調定額186万1,000円に対して、収入額68万1,000円、不納欠損額は2万2,000円、収入未済額115万8,000円で、収納率は36.6%、これは前年度に比べ15.2ポイントの減となっております。

現年分・滞納繰越分を合わせた収納率は99.3%と前年を0.4ポイント下回っった結果になっております。

滞納整理につきましては、8月の被保険者証更新時に納入のための相談を行い、 また電話催告や戸別訪問など随時行っております。早期の対応に努めているところ でございます。

右のページをごらんください。被保険者1人当たりの平均保険料は5万432円、 年間平均被保険者数は5,387人となっております。 以上で説明を終わります。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑は ございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 今の説明の中で30ページの2の部分で保険料徴収率の状況なんですけれど、この滞納分は前年度に比べて15.2ということなんですか。全体の滞納分の収納率をいうんでしょうか。お尋ねいたします。(「もう一回よう言って……」と呼ぶ者あり)滞納分についてその分の滞納が何年か続いているかと思いますが、それの収納率が15.2ということじゃありませんよね。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 三好委員。
- **〇委員(三好睦子君)** わかりました。滞納分の収納率についてお尋ねいたします。
- **○委員長**(戎屋昭彦君) (発言する者あり)この表に数字が書いてあるんですが。
- **○委員(三好睦子君)** それでしたらですね。これはほぼ100%でほとんど滞納がないということなんですけれど……。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 現年分と過年度分……。
- **○委員(三好睦子君)** はいはい、済みません。わかりました。
- ○委員長(戎屋昭彦君) よろしいですか。
- ○委員(三好睦子君) いえいえ、まだあります。この保険料が2年に1度の改定なんですけれども、今回まだ上がってませんよね。26年度と27年度が同じ額なんですけれど年金が目減りしていくのですが、収納率を見ますと、ほとんど100%に近いんですが、わずかに残っておられる方の保険証はどうなっているんでしょうか。お尋ねします。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 鮎川市民課長。
- ○市民課長(鮎川弘子君) 保険証につきまして、後期高齢者の被保険者証につきましてはこちらのほうから――後期高齢者医療連合のほうから送付されておるところでございます。
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 三好委員。
- **〇委員(三好睦子君)** 滞納されている分はどうなっているか。短期証を出されているかどうか、お尋ねします。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 鮎川市民課長。
- 〇市民課長(鮎川弘子君) 滞納者の方につきましても出されていると思っているの

ですが、こちらのほう、もう一度確認させていただけたらと思います。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) 三好委員。
- **○委員(三好睦子君)** では、保険証がその人に渡っているかどうか市ではつかめないということなんですね。それで、その方たちの支払い方法なんですけれど、これは窓口に持ってきていただくんでしょうか。それもわかりませんか。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 鮎川市民課長。
- ○市民課長(鮎川弘子君) 後期高齢者医療の保険料ということであるかと思いますが、こちらにつきましては特別徴収で頂いているというのが主なものでございます。 先ほど滞納しておられる方の保険料につきましては、臨戸訪問などをして徴収に 努めるようにしております。平成26年度から収納対策課と共同、連携しておりまして徴収料の回復ということに努めるようにしております。

平成27年度につきましては徴収率が滞納分について少し下がっているように一一結果的にはなっておりますが、26年度分から収納対策課と一緒に取り組むようになっておりまして、26年度はその効果が顕著に表れたものというふうに認識しておりますので、平成27年度の収納率というところにつきましては、結果として前年度と比較すると少なくなっているというふうな状況が見受けられるかと思います。

済いません。さきほど後期高齢者医療連合のほうから被保険者証のほうを送付するというふうに申し上げましたけれども、市から送付しているということで誤っておりましたので訂正させていただきたいと思います。

以上です。(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(戎屋昭彦君) 3回過ぎました。関連の質問ですか。(「関連ですがいけませんか」と呼ぶ者あり。)どういった内容ですか。(「短期保険証の件です」と呼ぶ者あり)はい。じゃあどうぞ。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 短期保険証の件ですけど、いま市のほうからということでしたけど、普通徴収はいいんですよ。通帳から落ちるけど。問題は特別徴収の方が滞納になっていくんですけれども。それでそういった時に……。
- **〇委員長(戎屋昭彦君)** 三好委員。質問の内容が変わってきてますから。
- ○委員(三好睦子君) あのですね。私が一番危惧するのは保険証がなくて払いに行きたいけれど、市役所まで行けないと。臨戸訪問すると言われましたけれど、その

時に保険証のお金がちょうど年金月が2カ月に1回ですけれど、ちょうどその時にお金がなくて保険料が払えないという時は、短期保険証ももらえないということになると思いますけど、医者にかかりたいという時に保険証がない。そして、それをまた我慢していた時に病気が重症化することも考えられますが、そういったところの兼ね合いというかそこのところの細やかな対応はどうなっているのかなと思うんです。後期高齢の方ですから一日が病状悪化したりなんだりということもあるでしょうから、そういったところを私は一番心配するんですけど、そういった対応がどうなっているんでしょうか。(「ちょっと委員長。ちょっと整理して」と呼ぶ者あり)

○委員長(戎屋昭彦君) ちょっと三好委員。さきほど執行部のほうから後期高齢の保険者証はきちんと送っています。徴収は特別しています。ということなのでちょっと整理して。今、三好委員がおっしゃっていることはちょっと内容が違うような気がします。というか執行部が非常に困ると思いますので、整理していただけたらと思います。ほかに質疑はございませんか。

済みません。ちょっとここで暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

.....

午前10時42分再開

- ○委員長(戎屋昭彦君) 休憩前に続き、委員会を開きます。先ほど三好委員の発言がございましたように、取りまとめた御意見で発言がございましたらよろしくお願いします。三好委員。
- **〇委員(三好睦子君)** 滞納されている方の保険証はどのような扱いになっているのでしょうか。お尋ねします。
- 〇委員長(戎屋昭彦君) 鮎川市民課長。
- ○市民課長(鮎川弘子君) 三好委員のただいまの御質問にお答えをいたします。後期高齢者被保険者証につきましては、滞納されている方の分につきましても短期証ということで全て発行しております。

以上でございます。

- **〇委員長(戎屋昭彦君)** その他質疑はございませんか。竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) 意見言うちゃあいけんのじゃろうけど、今のことじゃったら

払わんでももらえるという誤解を受けるんですよね。ですから、収納をやりながら 短期も発行していますというのでないと払わんでももらえるんかと。国保もずっと 同じことが起きたんですね。課長、もう一回ですね。市民の皆さんの安全・安心を 守るのは行政の仕事は確かなんです。ですが、応分の負担は負担としてもらわなく ちゃいけない。それを作業しながら渡しているというのじゃないかなと思いますの で、もう一回その辺を課長のほうから明確にお答えいただければなあと思います。

- 〇委員長(戎屋昭彦君) 鮎川市民課長。
- ○市民課長(鮎川弘子君) お答えをいたします。保険料につきましては、制度の運営上、制度の安定性を図るという観点、受益者に負担していただく公正な立場というところも非常に大切なところとなってくるものだと思っております。そういったところでお一人お一人の御事情は、個別いろんなものがあるとは思いますが皆さんに負担していただくことということが必要であろうと考えておりますので、御相談に応じながら皆さんに、収納率というものを適正なものにしていくために市としても努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長(戎屋昭彦君) その他質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○委員長(戎屋昭彦君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 反対意見を言います。反対です、この案には。この制度は75歳になった人がそれまで加入していた国民健康保険などから切り離されて、後期という別枠の制度に囲い込まれています。そして、負担がだんだんふえております。高齢者の方は年金が減らされ、消費税増税や生活需要品の値上げなどで暮らしが重くのしかかっています。保険料を払えきれない高齢者も、全国的にはふえておりますが、長い治療を必要とするお年寄りとか安全的に安定的に医療にかかれる事態は本当に必要で、健康と命にかかわる大問題です。

長生きすることが辛くなるようなこの後期医療制度に反対をいたします。

○委員長(戎屋昭彦君) その他御意見ございませんか。では、本案について賛成意見はございませんか。では、本案について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○委員長(戎屋昭彦君) 挙手多数であります。よって、議案第92号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第93号平成27年度美祢市萩市競艇組合一般会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内財政課長。

○財政課長(竹内正夫君) それでは、議案第93号平成27年度美祢市萩市競艇組 合一般会計決算の認定につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、平成27年度美祢市萩市競艇組合競艇事業一般会計歳入歳出決 算書を御準備いただければと思います。

それでは、まず、決算内容の説明に入らさせていただく前に美祢市萩市競艇組合 競艇事業について、決算認定までの経過について、簡単にここで御説明をさせてい ただきます。

美祢市萩市競艇組合は、昭和41年に美祢市ほか1市2町競艇組合として設立され、その後、市町合併等により平成17年からは、構成団体を美祢市と萩市とする 美祢市萩市競艇組合となりました。

しかしながら、競艇事業の売上の低迷を理由に平成28年3月31日をもって競 艇事業から撤退し、組合を解散いたしました。

美祢市萩市競艇組合の平成27年度決算は、平成28年3月31日をもって打ち切られまして、解散後の事務処理につきましては、地方自治法第292条により同法施行令第5条が準用され、美祢市萩市競艇組合の管理者である美祢市長が決算を行い、決算を美祢市監査委員の審査を経て議会の認定に付すことが定められております。

なお、解散に伴う事務承継先は、構成団体である美祢市と萩市、両市の昨年 12月議会において組合規約を変更し、承継先を美祢市と定めております。

それでは、決算の内容について御説明いたしますので、一般会計決算書を御用意 ください。

なお、決算書中の増減については口頭で説明させていただきたいと思います。

競艇事業一般会計は、主に組合議会や事業運営にあたっての事務局経費などに関わる会計であります。

決算書1ページをお開き願います。

まずは、決算規模でありますが、平成27年度は歳入が894万5,949円で 前年度と比較して621万2,321円の減少となっております。

歳出は、374万2,785円で前年度と比較して250万8,751円の減となっております。歳入総額から歳出総額を差し引きました実質収支は、520万3,164円となりました。

続いて歳出の御説明をいたします。決算書4ページをお開き願います。

議会費の決算額は、120万5,841円となりました。

なお、議会費の主な支出は全国競艇主催地議会協議会や瀬戸内海地区議会競艇連絡協議会等の関係団体への総会、定例会への出席に係る旅費や各種団体への負担金等が主なものであります。

次の総務費につきましては、決算額が253万6、944円となりました。

主な支出については管理者の給料でありますとか、各種団体の総会等に出席するための旅費、各種団体に対する負担金等であります。

また、広報費といたしましてGI競走副賞金や新聞広告料、看板撤去費を挙げて おります。組合周年記念費といたしまして、周年競走選手副賞金そのほか監査委員 に対する報酬の支払いなどもこちらの総務費から行っております。

諸支出金については、平成26年度は、退職者――参事でありますが――参事に 対する退職金負担金があったため、平成27年度決算では皆減となりました。

なお、美祢市や萩市に対する事業収益としての繰り出しは平成26年度も平成27年度もございません。

次の予備費の執行については、執行はございません。

歳出の説明につきましては以上です。

続いて、歳入について御説明申し上げます。決算書3ページをお開き願います。

まず、繰入金につきましては、特別会計からの繰入金、これは競艇事業の収益分になるところでございますが、27年度につきましては皆減、ゼロとなっております。

次に、繰越金につきましては、890万6,734円を前年度から繰越しております。

次に、諸収入につきましては、平成27年度は、瀬戸内海地区議会競艇連絡協議会の監事団体であったことから、監事会出席に係る旅費の支弁の増により3万9,

215円となったところです。

以上が歳入についての説明であります。

先ほど申しましたとおり、この打ち切り決算により生じた歳計現金520万3,

164円は事務の承継先である美祢市に引き継がれ、一般会計で受け入れをしております。

説明については以上です。

〇委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑は ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認め質疑を終わります。それでは、本案に対す る御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 御意見なしということで。それでは、これより議案第 93号を採決いたします。本案について原案のとおり認定することに御異議ござい ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案の とおり認定されました。

次に、議案第94号平成27年度美祢市萩市競艇組合競艇事業特別会計決算の認 定についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。竹内財政課長。

○財政課長(竹内正夫君) それでは、議案第94号平成27年度美祢市萩市競艇組 合特別会計決算の認定につきまして、御説明申し上げます。

特別会計決算書のほうを御用意いただきたいと思います。

競艇事業特別会計は、競艇開催に係る会計であります。平成27年度では、開催に係る事務のほとんどを第1施行者である下関市に委託し、収益に係る部分を含めた開催に係る経費すべてについて、下関から受け入れ、これは美祢市から請求して受けるものです。この特別会計から開催に係る経費を関連団体等に支出しております。

なお、平成27年度の組合主催のレースの売上げは昨年度比5.5%増の12億7,154万4,400円となったところです。

決算書の1ページをお開き願います。

まずは、決算規模であります。平成27年度は歳入が1億2,133万8, 118円で前年度と比較して1,508万4,266円の増となっております。歳 出は、1億2,133万7,018円で前年度と比較して1,508万3, 166円の増となっております。

これにより、歳入総額から歳出総額を差し引きました額は1,100円となります。

それでは、歳出について御説明申し上げます。 4ページをお開き願います。

平成27年度は、競艇事業費における競艇事業の開催に係る経費のみの支出となっており、競艇事業費において2,308万3,166円、23.5%増の1億2,133万7,018円となっております。

なお、開催費の主なものは、使用料及び賃借料としまして、投票や売上の情報処理を行うための中央情報処理システム利用料2,460万9,035円や負担金補助及び交付金としまして、決算書の備考にあるとおり、開催に関わる各種団体に対する負担金や分担金を支出いたしております。

次の諸支出金、これは競艇事業一般会計に対する繰出金でございますが、皆減となっております。

続いて歳入について御説明申し上げます。 3ページをお開き願います。

先ほど申しましたとおり、開催に関わる経費全額を第1施行者である下関市に請求し、それを事業収入としております。平成27年度は歳出と同様、開催に係る経費の収入以外にございませんで、事業収入において、開催に係る経費1億2,133万8,118円を計上しております。

なお、平成26年度は一時的に競艇業務経費競走会負担金の精査による雑入がありましたが、平成27年度は皆減となっております。

これで、打ち切り決算により生じた歳入歳出差引額の1,100円は、金融機関に対する振込手数料であり、3月31日までに支出ができなかった未払金であります。この未払い額により生じた歳計現金は1,100円は事務の承継先である美祢市に引き継がれております。

以上で、説明を終わります。

○委員長(戎屋昭彦君) 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑は

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) それでは、これより議案第94号を採決いたします。本案 について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」呼ぶ者あり]

○委員長(戎屋昭彦君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案の とおり、認定されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案8件につきましての 審査を終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございましたら発言をお願 いいたします。

発言がないようでございましたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審 査・御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前10時59分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月28日

総務民生委員長 戎屋昭秀